

平成19年度

# 監事の意見

独立行政法人自動車事故対策機構

# 監事意見書

平成20年6月23日

独立行政法人自動車事故対策機構

理事長 金澤 悟 殿

独立行政法人自動車事故対策機構

監事 吉岡 清八郎 ㊟

監事 渡邊 治郎 ㊟

独立行政法人通則法第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書をいう。）事業報告書及び決算報告書について監査を実施し、この監査の結果に基づき、以下のとおり意見を申し述べます。

## 1. 監査の方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。更に、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに書面・証憑書類の査閲等によりこれを検証したほか、本部、主管支所及び支所において、会計記録の検証、財産の状況を監査いたしました。

また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。この際、監査法人から監査実施に関する報告及び説明を受け参考といたしました。

## 2. 監査の結果

(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されており、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。

(2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。

(3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

---

上記は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項の規定に基づく監事の意見の原本に記載された事項を電子化したものであります。